

(仮称) 岸部中住宅統合建替事業
入札説明書等に関する質問回答書

- 1 本質問回答書は、平成29年8月4日(金)から8月10日(木)に受け付けた(仮称)岸部中住宅統合建替事業の入札説明書等に関する質問書を項目順に整理し、その回答を記載したものです。
- 2 質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、質問の記載位置については、市で整理していますので注意してください。
- 3 質問回答に伴い、入札説明書等の公表資料の修正、様式の追加を行っています。本回答書の後(うしろ)に、「入札説明書等の追記事項」として掲載しています。

書類番号	書類名	質問数	書類番号	書類名	質問数
①	入札説明書	12	⑤	落札者決定基準	0
②	様式集	4	⑥	基本協定書(案)	1
③	要求水準書本文	25	⑦	特定事業契約書(案)	5
④	要求水準書添付資料等	4	⑧	その他	2
質問数合計			53		

平成29年9月1日

吹田市

入札説明書等に関する質問回答書

＜ ① 入札説明書に関する質問 ＞

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a		
1	選定事業者の収入 支払い回数	4	16	1	1	9					選定事業者に対する支払いについての記載がありますが、一般的な公共工事のように前渡金（契約時）や同一年度内の複数回の部分払いは無く、あくまでも平成30年度分と平成31年度分を各1回ずつ、そして引渡し後に残額を請求できるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	選定事業者の収入 出来高の締日	4	23	1	1	9	2				市から選定事業者への支払いについて、「平成30年度及び平成31年度において～一括方式で支払う」と記載されていますが、出来高は各年度末締めで計上し、翌年度早々に請求書を提出するという理解で宜しいですか。	市は各年度内に、当該工事の出来形部分に対して出来高査定を行いますので、その後に請求できるものとします。
3	選定事業者への支払時期	4	23	1	1	9	2				選定事業者への支払いにつきまして、契約条件に沿って請求させて頂いた場合、請求行為を完了してから代表企業へ実際に入金されるまでに要する日数はどれくらいでしょうか。時期的な予定をご教示ください。	特定事業契約書（案）第49条によります。

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a		
4	引渡しの時期	5	4	1	2						本事業のスケジュール（予定）の記載のうち、本施設の完成・所有権移転・引渡しは平成33年1月15日とありますが、工事が早期に完了した場合、その日程を早めて頂くことは可能でしょうか。	要求水準書P.20 第2章「9 完成検査、完成確認及び引渡し」及びP.22 第3章 入居者移転支援業務に関する事項に記載の要求水準を満たしたうえで、本施設の完成・所有権移転・引渡し期日が早まる場合は、可能とします。
5	監理技術者	10	6	2	2	3	2	⑥			監理技術者の専任について、解体工事と新築工事で監理技術者を変更してもよろしいでしょうか。（参加資格要件は満たすものとする）	ご理解のとおりです。 ただし、＜様式8＞脚注部分にしたがい、従事予定者全てを入札参加資格申請書等提出時に提出することとします。また、各工事を施工中に監理技術者を変更することは、原則不可とします。
6	入居者移転支援に当る者	10	26	2	2	3	4				実施方針に関する質問と重複しますが「建替等に係る引越業務を実施した実績を有すること」とありますが、単に家財を移転する引越業務ではなく、新築分譲マンションの入居の移転に伴う支援業務（事前説明会の実施、入居者との各種段取り、引越の日程調整、引越業者の斡旋等）の業務実績も実績として認めて頂けるでしょうか。	入居の移転に伴う支援業務（事前説明会の実施、入居者との各種段取り、引越の日程調整、引越業者の斡旋等）の業務実績も、実績として認めます。

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a		
7	予定価格	15	4	2	4	10	4				2章4 (11) 2) ③によると「予定価格」には消費税が含まれるとありますが、本文での予定価格1,797,620,000円は消費税を除く金額となっています。この金額に消費税を加算した1,941,429,600円が「予定価格」であると理解してよろしいでしょうか。	予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額です。 なお、本質問回答に関する内容の変更については、本入札説明書等に関する質問回答書の追記事項をご参照ください。
8	開札方法	15	33	2	4	11	2				開札には「代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う」と記載されていますが、各グループで1名のみ立ち会うことが出来るということでしょうか。	複数名でもよいものとします。
9	市内企業への発注額	23	24	4	8						市内企業への一定額以上の発注を入札時に誓約する旨が記されていますが、実際の発注額の合計が見積り額の変動等により提案した金額を下回ることが判明した場合、提案には無い新たな発注項目にて市内企業を活用し総額として提案した金額を上回れば、違反とはならないでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	市内企業に対する契約	23	31	4	8						「市は、落札者が、誓約した金額以上を市内企業へ発注しているかについて・・・違約金の支払いを求めることができる。」とありますが、違約金の算定式についてご教示願います。	特定事業契約書（案）第67条をご参照ください。

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a		
1 1	市内企業への発注金額										<p>市内企業への発注予定金額1億5千万円以上とありますが、この金額は消費税を含んだ金額との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額とします。</p> <p>なお、入札参加者は入札時に市内業者への発注予定金額の合計金額が1億5千万円以上である誓約書（様式19-3）を提出するとともに、様式48に当該市内業者への発注予定金額の内容を明記してください。</p> <p>本質問回答に記載の誓約書（様式19-3）及び様式48に記載する内容の変更については、本入札説明書等に関する質問回答書の追記事項をご参照ください。</p>
1 2	本事業の実施状況の確認	25	12	5	5	1					<p>確認に要する費用のうち、選定事業者側に発生する費用とは、具体的にどのような内容がケースとして考えられるのでしょうか。</p>	<p>市によるモニタリングは、本事業の実施状況の確認において、必要な書類作成等、説明、確認における立会等を予定しており、これらに係る費用は選定事業者の負担とします。</p>

< ② 様式集に関する質問 >

質問番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	様式番号	章	1	(1)	1)	①	-		
1 3	監理技術者（配置予定者）	15		8						⑥	解体工事の着手までに相応の期間がある為、監理技術者（配置予定者）に関して複数名候補を申請し、実際にはその中から1名の配置としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1 4	工事实績調書	16		9						①	「本調書に記載する物件の契約書の写し・・・・・・検査済証又は完成写真を添付すること。」とありますが、本調書に記載する物件がCORINS登録を行っている場合、登録内容確認書又は竣工時工事カルテ受領書の写しの添付でもよろしいでしょうか。	CORINS登録内容確認書又は竣工時工事カルテ受領書の写しの添付でも可能とします。
1 5	入居者移転支援に当たる者の実績等要件に関する書類	19		12						①	新築分譲共同住宅での移転支援業務（事前説明会の実施、入居者との各種段取り、引越の日程調整、引越業者の斡旋等）を管理会社等が実施する場合、他の業務に付帯し、分譲事業者へのサービス業務として実施することが多く正式な契約書がございません。分譲事業者発行の業務実績証明書にて証明とすることは可能でしょうか。	発注者の業務実績証明書でも可能とします。

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	様 式 番 号	章	1	(1)	1)	①	-		
16	2 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書等に関する提出書類及び3 入札書等に関する提出書類										代表企業及び構成員の商号又は名称 代表者職氏名について、吹田市への入札参加資格申請時に支店・営業所等取引として申請受諾され入札参加資格者名簿に支店名（営業所名）支店長名（営業所長名）で登録されている場合、ここに記載する名称は受任者（支店又は営業所）でよろしいでしょうか。また捺印に関しては届出の使用印でよろしいでしょうか。	代表企業及び構成員の商号又は名称、代表者職氏名について、吹田市への入札参加資格申請時に支店・営業所等取引として申請受諾され入札参加資格者名簿に支店名（営業所名）支店長名（営業所長名）で登録されている場合は、記載する名称は、受任者（支店又は営業所）でよいものとします。 また、捺印に関しては届出の使用印でよいものとします。

< ③ 要求水準書 本文に関する質問 >

質問番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a		
17	地域経済の活性化等 市内企業の参入	2	7	1	1	4	3				市内企業の参入等により地域経済への貢献を促すべく、市内企業への発注が落札者決定基準の項目にも挙がっていますが、参加グループの構成員でなく協力業者として市内業者に参入していただく場合、提案時にそれを裏付ける具体的な資料とはどのようなものでしょうか。	質問番号11の回答をご参照ください。
18	公共下水道整備に関する 事前ヒアリング	8	28	2	1	4					当該協議については特定事業契約後実施することとありますが、担当課への事前ヒアリング（事前協議を含む）は可能ですか。	本事業の提案書作成に当たり、必要な場合は、可能とします。
19	工事車両の通行ルート	9	20	2	2	2	1	④			周辺環境への配慮として、「工事中の～工事車両の出入り等により」とありますが、工事車両の通行ルートや進行方向等について、近隣の要望又は市からの指示がございましたら計画に反映させますのでご教示ください。	事業用地北東面に近接する住民への配慮として、施設整備期間中、通行に支障のないよう動線を確認してください。
20	CASBEEについて	11	4	2	2	2	7	②			現在の評価システムではCASBEE－新築（簡易版）は廃止されています。CASBEE－建築（新築）による評価との理解でよろしいでしょうか。また、評価は自己評価によるものとの理解でよいでしょうか。	CASBEE－建築（新築）による評価とし、評価は自己評価によるもので、よいものとします。

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a		
2 1	環境負荷への配慮	11	9	2	2	2	7	④			「吹田市の焼却灰溶融スラグを積極的に利用すること」とありますが、具体的に使用量を示す等の報告が求められるのでしょうか。	報告は必須ではありませんが、選定事業者が要求水準を満たしているか確認をするために、当該材料の使用量の確認を行うことがあります。
2 2	排水施設	11	21	2	2	3	2	①			「雨水貯留施設を設置すること。」と記載がありますが、貯留量及び貯留量算定式についてご教示願います。	吹田市開発事業の手続き等に関する条例施行規則を参照し、提案してください。
2 3	アスベスト含有材料	15	8	2	3	2	4				入札価格に含むアスベスト除去処分の作業レベル区分をご指示ください。	要求水準書P.15 第2章 3 (2) 4)アスベスト含有材の調査に記載のとおりとします。
2 4	解体撤去業務の範囲	16	20	2	5	1					解体撤去業務の範囲に、「～基礎（杭を含む地下工作物）等の地下部分の解体撤去及び～」と記載されていますが、新設計画建物に干渉せず撤去不要なものについては残置としてよろしいでしょうか。	要求水準書P.16 第2章 5 (1)に記載のとおり、全撤去とします。
2 5	解体撤去業務の範囲	16	22	2	5	1					「～埋設配管～暗渠～」等地下工作物が解体撤去業務の範囲となっていますが、業務要求水準書や添付資料では知り得ない地下埋設物や産業廃棄物等が存在した場合、その撤去及び処分費用は設計変更の対象として頂けるのでしょうか。	市が事前に知り得なかった地下埋設物や産業廃棄物等に起因する追加費用については、合理的な範囲の費用を市が負担するものとします。 特定事業契約書（案）第8条第5項をご参照ください。

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a		
26	解体撤去業務の範囲	16	19	2	5	1					解体撤去する3棟の建物及び付帯施設の地上部分の内部に、添付資料の図面に記されている建具類・設備機器類以外の残置物（家具・什器・その他粗大ゴミなど含む）が存在した場合、それらの処分費は設計変更の対象として頂けますか。	市が事前に知り得なかった添付資料の図面に記されている建具類・設備機器類以外の残置物（家具・什器・その他粗大ゴミなど含む）等に起因する追加費用については、市と事業者の協議とします。
27	解体撤去物等調査	17	11	2	5	3	1	②			解体撤去物等の現地調査について、入札参加資格通知を受領した後に、入札金額の見積りの為に事前調査することは可能でしょうか。	解体建物は入居者が生活していますので、解体建物を含めた事業用地内は外観の目視のみ可能とします。 ただし、現地調査を行う場合は、本事業の宛先である吹田市都市計画部住宅政策室 建替・修繕担当の下記メールアドレスへ調査日及び調査計画等をお知らせください。 メールアドレス 【tatekae@city.suita.osaka.jp】
28	隣接家屋への配慮	18	34	2	7	4					既設の西C棟の北東部の事業用地外に家屋が隣接しており、この家屋の住民及び関係者は、事業用地内を通過し出入りしていると想定されますが、施設整備業務が開始後はどのように対応すればよろしいですか。特に工事中の事業用地内の通行に関し、事前の協議状況をご教示ください。	質問番号19の回答をご参照ください。

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a		
29	入居者移転支援業務 実施の基本条件	22	7	3	1	2	1				各業務コストの低減、業務改善の 提案とは、事例としてどのようなこ とを意味するのでしょうか。	入居者移転支援業務の各業務につ いては、民間事業者のノウハウによ り工夫できる点が多くありますの で、市は、業務コストの低減及び業 務改善の提案を期待します。
30	入居者移転支援業務 実施の基本条件	22	7	3	1	2	2				業務内容のサービス提供水準と は、どのような基準でしょうか。	要求水準書に記載の入居者移転支 援業務の業務内容のサービスが滞り なくスムーズに提供され、業務要求 水準が保たれることを示していま す。
31	入居者移転支援業務 引越業者の選定	22	11	3	2	1					「適切な入居者移転支援を行うこ と」とありますが、引越業者の選定 は市が行うものと考えて宜しいで しょうか。	引越業者の選定は、市は行いませ ん。
32	入居者移転支援業務 要望、苦情への対処	23	3	3	2	2	3				入居者への対応を行う拠点につい て、場所等のご指定はあるのでし ょうか。	場所等の指定はありませんが、当 該事業用地の近くが望ましいと考 えます。
33	入居者移転支援業務 要望、苦情への対処	23	3	3	2	2	3				入居者への対応を行う際の受付時 間帯について、規定やご要望はある のでしょうか。	市の規定はありませんが、入居者 に配慮し、対応しやすい時間と曜日 設定の提案を期待します。
34	入居者移転支援業務 想定外の事態への対処	23	11	3	2	2	4				既存住宅の入居者と選定事業者が 交渉を行う際、既存住宅入居者が明 らかに合理的事由なく仮移転を拒否 した場合のリスクは、市のリスクと 考えて宜しいのでしょうか。	特定事業契約書（案）第6章にお いて、明記していますのでご参照く ださい。

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a		
35	入居者移転支援業務 移転説明会	24	9	3	4	1					移転に関する説明会は、「岸部中」「岸部北」の両方の入居者を対象に、一カ所で同時に実施するものと考えてよろしいでしょうか。	説明会等については、事業者の提案によります。
36	入居者移転支援業務	24	9	3	4	1					対象入居者の世帯構成や滞納状況、その他特に問題のある入居者が存在する場合にはその内容など、情報を開示いただけるのでしょうか。	特定事業契約の締結後において、本業務を進めるに当たり情報が必要な場合は、市と協議したうえで、情報を開示することは可能です。
37	入居者移転支援業務	24	9	3	4	1					対象入居者の現在の物件の間取り・家賃・駐車場賃料・車両保有状況・駐車場利用数はどのような状況でしょうか。	ご質問の意図が、住宅の斡旋等のためでしたら、本移転支援業務の対象ではありません。 本業務を進めるに当たり必要な情報の場合は、市と協議したうえで、情報を開示することは可能です。
38	入居者移転支援業務 他の住宅への移転	27	27	3	5	6					他の住宅への移転を希望される場合、気に入る物件があるまで対応を行うと考えてよろしいでしょうか。又、その際に法外な要求があった場合のリスクは、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	本業務は入居者への移転支援が業務の対象であり、住宅の斡旋及び契約は業務の対象ではありません。 事業期間内において、他の住宅への移転完了まで対応を行うことは、事業者の移転支援業務の範囲に含まれます。 なお、リスクについては、特定事業契約書（案）第6章において、明記していますのでご参照ください。
39	入居者移転支援業務 他の住宅への移転	27	27	3	5	6					他の住宅への移転を希望される場合、仲介手数料など移転費用の規定や限度はあるのでしょうか。	移転費用については、市が算定を行い、対象者に別途、支払います。

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	1	(1)	1)	①	ア	a		
40	入居者移転支援業務 その他の留意事項	28	21	3	5	9	8				「使用印鑑がすべて同一であることを照合すること」とありますが、単に同一の印鑑であることを確認すれば宜しいでしょうか。また、実印を必要とするのでしょうか。	同一の印鑑であることを確認してください。 また、印鑑は実印でなくてもよいものとします。
41	入居者移転支援業務 個人情報等	28	33	3	7						秘密保持の厳守を前提に、既に市が知り得ている情報は開示していただけののでしょうか。	質問番号36をご参照ください。

< ④ 要求水準書 添付資料等 に関する質問 >

質問 番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		資料 番号	〇〇 枚目	上 中 下 段	-	-	-	-	-		
4 2	基本構造等 床下点検ピット	04	3	上段						①「住棟の1階部分の床下には、配管の保守点検等が可能なピットを設けること。」と記載がありますが、「保守点検等が可能なピット」はピット内高さとして必要最低寸法をご提示願います。	ピット内高さは、1,500mm程度を確保してください。
4 3	手すりの転落対策	04	3	中段						手すり子を設ける場合は、BL認定基準による必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	建築基準法、その他関係基準及びBL認定基準を遵守して、適切に設計をしてください。
4 4	安全性 転落対策	04	3	中段						①「転落事故防止に配慮し、足がかりを設けないこと。」と記載がありますが、足がかりの高さは、いくつ以下の高さを足がかりと判断すれば宜しいでしょうか、ご教示願います。	関係法令等を遵守し、特定行政庁及び指定確認検査機関との協議により、適切に設計をしてください。
4 5	断熱等性能等級	05	2	上段						等級3とすることができる場合を具体的にご教示ください。	事業者の提案を求めます。

< ⑤ 落札者決定基準に関する質問 >

なし

< ⑥ 基本協定書（案）に関する質問 >

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	条	項	号	別紙 番号	-	-	-		
46	違約金の支払いについて	3	41	7	1 2						「入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたことその他事業グループの責めに帰すべき事由により、吹田市議会の議決が得られなかった場合は第1項の定めに従う。」とあり第1項の違約金の支払いが生じる記載ですが本事業とは関係がなく、また故意の過失ではない労災事故や事故等が起因しての違約金の支払いは参画リスクが大きい為、故意の過失でない労災事故や事故等に関しては違約金の支払い対象から除外して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

< ⑦ 特定事業契約書（案）に関する質問 >

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙 番号	—		
47	建設に伴う近隣対策	5	28	2		9	1				計画建物に関する吹田市中高層条例に基づく近隣住民への説明は、事業者が主体となって実施すると考えて宜しいでしょうか。また、今般、解体工事に関しても条例で説明が必要となりましたが、同様に事業者が主体となって実施すると考えて宜しいでしょうか。	計画建物に関する吹田市中高層条例に基づく近隣住民への説明及び解体工事の説明について、市が開催しますが、案内資料等の作成、出席及び工事説明を支援するとお考えください。
48	建設に伴う近隣対策	5	28	2		9	1				今回の事業予定地において、これまでに近隣住民や当該自治会との約束事項や取決め事項はありますでしょうか。	現段階ではありません。
49	仮移転期間等の費用等の負担	17	20	6		45	2				第43条と記載がありますが、第44条と理解して宜しいでしょうか。	第45条第1項及び同条第2項中、「第43条第3項又は前条第4項」とあるのを、いずれも、「第43条第1項若しくは第2項又は前条第3項若しくは第4項」に変更します。 なお、本質問回答に関する内容の変更については、本入札説明書等に関する質問回答書の追記事項をご参照ください。

質問 番号	質問項目	質問箇所									質問内容	回答
		頁	行	章	節	条	項	号	別紙 番号	—		
5 0	瑕疵担保責任と入居者への初期対応	19	25	7		52					<p>建物引渡しから5年間の瑕疵担保責任が記載されていますが、引渡し後の入居者への初期対応については、市営住宅の管理者が対応するものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>本施設の引渡し後に、入居者から本施設に関する要望・苦情があった場合には、それが事業契約期間中であれば、事業者が、本移転支援業務として、入居者への対応及び市への報告を行う必要があります（要求水準書 第3章 2 (2) 3) 参照)。一方、事業契約の終了後であれば、事業者は本移転支援業務の履行義務を負っていないこととなりますので、入居者への対応を行う必要はありません。</p>
5 1	契約解除	22	25	9		61	1	4			<p>契約解除の要件に「その他、入札説明書に規定する「入札参加者の備えるべき参加要件等」を満たさなくなったとき。」と記載があります。契約後事業期間中に、故意の過失ではない労災事故や事故等が起因して参加要件等を満たさなくなった場合に契約解除や第64条の契約解除に伴う損害賠償の適用は参画リスクが過大です。4号の削除は出来ないでしょうか。</p>	<p>特定事業契約書第61条第1項4号について、削除します。 なお、本質問回答に関する内容の変更については、本入札説明書等に関する質問回答書の追記事項をご参照ください。</p>

< ⑧ その他に関する質問 >

質問番号	質問項目	質問箇所								質問内容	回答
		—	—	—	—	—	—	—	—		
52	入居者移転支援業務 高齢者・障がい者対応									対象入居者の世帯のうち、高齢者および障がい者に関する情報（世帯数・構成・人数等の情報）や、特別な対応を要する入居者についての情報は開示して頂けるのでしょうか。	質問番号36をご参照ください。
53	敷地内への立ち入りについて									現況調査、確認のために事業敷地内へ立ち入ることは可能でしょうか。その場合の条件、必要な手続き等がありましたらご教示ください。	質問番号27をご参照ください。

【入札説明書等の追記事項】

1. 入札説明書P. 15 第2章 4 (10) 4)に記載する以下の内容の訂正をしましたので、【変更後】に従い入札書等に関する提出書類を作成してください。

【変更前】

4) 予定価格

本事業の入札に関して市が定める予定価格は、金1,797,620,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）である。

なお、「予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）」については、第2章 4 (11) 2)を参照すること。また、本事業に関する債務負担行為については、平成29年2月に、吹田市議会の議決を得ている。

【変更後】

4) 予定価格

本事業の入札に関して市が定める予定価格は、金1,797,620,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）である。

また、本事業に関する債務負担行為については、平成29年2月に、市議会の承認を得ている。

2. 入札説明書P. 16 第2章 4 (11) 2)に記載する以下の内容の訂正をしましたので、【変更後】に従い入札書等に関する提出書類を作成してください。

【変更前】

2) 開札方法

入札参加グループの代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、入札参加者の入札した入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格の範囲内である入札参加者を発表する。発表された入札参加者は、その後の最優秀提案者の選定、落札者の決定の対象となる。また、入札参加者の入札した入札金額は、開札の段階では公表しないものとする。なお、入札書に記載する「入札金額」をはじめ、「契約金額」及び「予定価格」が対象とする範囲とそれぞれの関係は、以下のとおりである。

- ① 入札金額（入札書に記載する金額）＝A＋B
（消費税及び地方消費税相当額を除く）
- ② 契約金額（契約書に記載する金額）＝入札金額＋（A＋B）×8／100
（消費税及び地方消費税相当額を加算、1円未満の端数を切り捨て）
- ③ 予定価格（市が定める価格、対象とする範囲は「契約金額」に同じ）

<凡例> A 本事業の施設整備業務に対する対価
B 本事業の入居者移転支援業務に対するサービス対価

【変更後】

2) 開札方法

入札参加グループの代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、入札参加者の入札した入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格の範囲内である入札参加者を発表する。発表された入札参加者は、その後の最優秀提案者の選定、落札者の決定の対象となる。また、入札参加者の入札した入札金額は、開札の段階では公表しないものとする。なお、入札書に記載する「入札金額」及び「契約金額」は、以下のとおりである。

- ① 入札金額（入札書に記載する金額）＝A＋B
（消費税及び地方消費税相当額を除く）
- ② 契約金額（契約書に記載する金額）＝入札金額＋（A＋B）×8／100
（消費税及び地方消費税相当額を加算、1円未満の端数を切り捨て）

<凡例> A 本事業の施設整備業務に対する対価
B 本事業の入居者移転支援業務に対するサービス対価

3. 様式集<様式 4 8 >に記載する内容の追加をしましたので、以下の【変更後】の様式に従い提案書を作成してください。
4. 様式集<様式 1 9 - 3 >「市内企業への発注に関する誓約書」の様式を以下に追加しますので、作成して入札時に提出してください。
5. 特定事業契約書（案）第 4 5 条第 1 項及び同条第 2 項中、「第 4 3 条第 3 項又は前条第 4 項」とあるのを、いずれも、「第 4 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は前条第 3 項若しくは第 4 項」に変更します。
6. 特定事業契約書（案）第 6 1 条第 1 項 4 号について、削除します。

【変更前】

<様式48>

登録受付番号 ()

7 地域産業への貢献に関する提案書

- a 施設整備業務及び入居者移転支援業務に、市内企業をどのように活用しているか。
- ・ その他独自に配慮した点について記載してください。

◆ A4版1枚以内に、具体的に記載してください。

【変更後】

<様式48>

登録受付番号 ()

7 地域産業への貢献に関する提案書

a 施設整備業務及び入居者移転支援業務に、市内企業をどのように活用しているか。

・提案には、下記に示す事項を記載してください。

1) 市内企業への発注予定額

事業実施時に、市は提案された市内企業への発注予定額以上が達成されているかを契約書等の写しによりモニタリングを行うため、そのことに留意し、実現可能な発注予定額を記載してください。

2) その他の提案

・その他独自に配慮した点について記載してください。

◆ A4版1枚以内に、具体的に記載してください。

<様式19-3>

登録受付番号 ()

平成 年 月 日

吹田市長 後藤 圭二 殿

市内企業への発注に関する誓約書

入札参加者

(入札参加グループ)

グループ名
代表企業 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

平成29年8月1日付で入札公告のありました「(仮称)岸部中住宅統合建替事業」に関する入札書及び提案書について、様式48に記載する「市内企業への発注予定額」に関する事項について承諾し、本事業の落札者となった場合は、必ず履行することを誓約します。

また、本誓約書により誓約した事項について違約した場合は、本事業の特定事業契約書に基づいて、違約金を支払います。

以上

- ◆ 1 本<様式19-3>は、<様式48>に提案する内容と一体のものとして取り扱い、入札書と同封して提出してください。
- 2 A4版1枚で作成してください。